

# 一般社団法人 J B C R G 定款

作成 平成 19 年 2 月 13 日  
改正 平成 21 年 5 月 23 日  
改正 平成 21 年 10 月 23 日  
改正 平成 23 年 5 月 28 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 J B C R G (英文名 Japan Breast Cancer Research Group) と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、わが国及び多国間における乳がんの臨床試験及び基礎的研究を計画、推進すること、さらに乳がんの医療に関する国内外の情報の調査研究と普及啓発を行い、乳がんに対する診療技術の向上を促進・振興するとともに、関連団体との連絡、提携を図る事業を行い、もって乳がんに対する治療成績の向上を通して、公共の福祉に貢献することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 基礎的及び臨床的研究
- (2) 情報の収集、解析及び発表
- (3) 相互の情報交換
- (4) 通常総会、臨時総会
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第 4 条 当法人の基金の総額は、金 3 0 0 万円とする。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、基金拠出契約において定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 7 条 基金の返還は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところにより行う。

## 第 2 章 社員

(入社)

第 8 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第 9 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

- 2 納付済みの経費は、いかなる理由があっても、返還しない。

(退社)

第10条 社員は、退社しようとする日の1か月以上前に当法人に対してあらかじめその予告をした上、退社することができる。

2 社員は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる事由により退社する。

(1) 総社員の同意

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成するものとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 当法人の設立時における社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

青 儀 健二郎  
岩 田 広 治  
大 野 真 司  
黒 井 克 昌  
戸 井 雅 和  
中 村 清 吾  
増 田 慎 三

(※個人住所は、非公開)

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は毎年5月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地または理事会が決定した場所において開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集は、理事会で決する。

第17条 社員総会を招集するには、会日より5日前までに、各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、社員総会議事録を作り、これに議事の経過の要領

及び結果を記載し、議長及び出席理事がこれに記名押印するものとする。

#### 第4章 理事、監事及び理事会

(社員総会以外の機関)

第22条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(員数)

第23条 当法人には、理事9名以上及び監事1名を置く。

(資格)

第24条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第25条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残有期間と同一とする。

(代表理事)

第26条 当法人には、代表理事1名を置き、理事会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事会)

第27条 当法人は、理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

3 代表理事に差し支えがある場合には、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事に差し支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会を招集するには、会日より3日前までに、各理事に対して、その通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

4 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第29条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもってこれを決する。

(理事会議事録)

第30条 理事会の議事については、理事会議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれに記名押印するものとする。

(理事及び監事の報酬)

第31条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の決議により、次に掲げる者の全部または一部に帰属させるものとする。

1 国若しくは地方公共団体

2 当会と類似の目的を有する公益社団法人若しくは法人税法施行令第3条第1項二号ロに定める要件(非営利型法人)に該当する法人

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成19年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第36条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第37条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。